

埼玉機基発第 33 号

平成 29 年 2 月 15 日

事業主様
事務担当者様

埼玉機械工業厚生年金基金
理事長 飯野 耕司

厚生年金基金の解散認可申請と今後の事務取扱について

拝啓 向春の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、厚生年金基金の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当基金は、平成 29 年 1 月末日、平成 29 年 3 月 30 日をもって厚生年金基金を解散し、平成 29 年 4 月 1 日より新たに企業年金基金を設立することについて、国へ解散認可申請を提出いたしました。事業所の皆様におかれましては、今日に至るまで多大なるご支援、ご協力をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。

制度切り替えにともなう過渡期の事務取扱につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。ご担当者様におかれましては、ご周知の程をよろしくお願いいたします。

敬具

記

掛金の拠出について

先述のとおり、解散認可日は平成 29 年 3 月 30 日を予定しておりますので、資格喪失日（3 月 30 日）の前月分、平成 29 年 2 月分までの掛金を基金に納めていただくこととなります。平成 29 年 2 月分掛金の納付期限は平成 29 年 3 月 31 日となり、告知書は平成 29 年 3 月 15 日送付予定です。

なお、後継制度へご参加される事業所様におかれましては、平成 29 年 4 月分からの制度開始となりますので、平成 29 年 3 月分はどちらの制度にも拠出をおこないません。また、後継制度（DB）では、平成 29 年 3 月分も加入員期間を通算するため、空白期間は生じません。

適用の届出について

解散認可までは基金は事業を継続していますので、事務手続きも現行通りとなります。それまでの間は、新たに採用される方々の取得届も含め、平成29年3月30日までに発生した事由に係る届出につきましては、喪失届・月額変更届・算定基礎届・賞与支払届等、従来と同じように基金事務局へのお手続きをおこなっていただきますようお願いいたします。なお、解散認可日(平成29年3月30日)以降であっても、それ以前に遡って届出が発生した場合は、同様にお手続きが必要となりますので、ご留意ください。

後継制度に参加される事業所様におかれましては、企業年金基金へ移行後も引き続き、従来の届出用紙にてお手続きが可能です。厚生年金基金と企業年金基金のどちらで処理をおこなうかについては、基金事務局にて判断させていただきます。

解散認可日前後の退職者の取扱について

平成29年3月30日までの喪失者につきましては、上乗せ部分を厚生年金基金から給付いたします。

平成29年3月31日以降の喪失者につきましては、上乗せ部分を分配金としてお支払いさせていただきます。分配金のお支払時期は、平成31年～32年頃を予定しております。

詳細につきましては、別紙ご参考ください。

ご不明な点がございましたら基金事務局までお問い合わせください。

以上

埼玉機械工業厚生年金基金

Tel 048-652-1260 / Fax 048-651-2855
〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区榎引町1丁目3番地
<http://www.nenkin-kikin.jp/saiki/>